

事務連絡
令和5年5月15日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

平素より、本市における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて沖縄県教育委員会のお知らせより、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023. 5. 8~)」「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン(令和5年5月改訂版)」を参考とした上で感染対策の見直しを行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、感染症対策を講じた対応といたします。

つきましては、保護者のご理解・ご協力を、よろしくお願いいたします。

記

- 1 学校保健安全法施行規則第18条規定の新型コロナウイルス感染症の第二種への追加
現在新型コロナウイルス感染症、第一種「新型インフルエンザ等感染症」から、「児童生徒等の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高い感染症」である第二種の感染症に加えられる。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について
 - (1)児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症へ感染が確認されたら「出席停止」とする。
 - (2)5類感染症に移行することから「濃厚接触者」としての特定は行わない。今後は、行動制限も行われないことから、
 - ①同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒
 - ②新型コロナウイルス感染症者と接触があった児童生徒、感染症防止対策を行わずに飲食を共にした者であっても、
※新型コロナウイルス感染症が確認されていない者については、出席停止の対象とはならない。
 - (3)「出席停止」の期間は「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過する」までを基準とする。※発祥日を「0日」として、翌日から起算する。
※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、『検体を採取した日から5日を経過するまでを基準』とする。
- 3 健康観察について
 - (1)軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限する必要はありませんが、発熱等の普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で休養すること。
※この場合、「出席停止」の対象とはならない。(※病欠扱い)
 - (2)家庭における毎朝の検温や健康チェックシートの記入・提出は不要。
※ただし、家庭と学校が連携して児童生徒の健康状態の把握は重要。
- 4 その他
 - (1)新型コロナウイルス感染症で確認したいことがありましたら各学校、教育委員会等へ連絡ください。

連絡先 : とよみ小学校 850-8030 市教育委員会 850-0035

※尚、この上記の対応については、5月8日(月)から適用されます。